



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年7月18日金曜日 第1982号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県私立学校審議会委員定数の変更.....	802
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	802
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	802
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	803
土地改良区の定款変更の認可.....	803
建設業者の許可の取消し.....	803
道路の区域変更(県道瀬田八多喜停車場線).....	804
道路の供用開始(").....	804
道路の区域変更(県道大洲長浜線).....	804
道路の供用開始(").....	804
公 告	
危険物取扱者法定講習会の実施.....	805

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則..... 806

告 示

○愛媛県告示第1087号

私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条第1項の規定による愛媛県私立学校審議会委員の定数は、12人とし、平成20年7月21日から施行し、愛媛県私立学校審議会委員定数の変更(平成12年7月愛媛県告示第1115号)は、平成20年7月20日限り、廃止する。

平成20年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1088号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
ダイキEX新居浜	新居浜市瀬戸町甲4075番地	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 上原 治也	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 岡内 欣也	平成20年6月26日	平成20年7月8日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1089号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

久万高原町河の子197から200まで、203から205まで、207から214まで、271、渋草1324、1325、1399、1400、1470、笠方2798

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
久万高原町河の子 6、10、13、16、28、29、38、41から43まで、49から52まで、219 から 221 まで、229、231、233 から 235 まで、250 から 254 まで、257、258、267、268、270、272、285、290、303 の 1、304、305、311、317、331、332、334 から 336 まで、341、342 の 1、343、344、345 の 1、346 の 1、346 の 2、347 から 349 まで、352、354、356、357、359 から 361 まで、362 の 1 から 362 の 3 まで、364 から 366 まで、370 から 380 まで、384、386、390 の 1、390 の 2、391、392、394 から 396 まで、401、403、405、406、408 から 411 まで、415、418 から 420 まで、423 から 425 まで、427、430、432、433、438、中組 1、107、109から 114 まで、117 から 122 まで、124、126、134、135、141、143、147 から 150 まで、161 から 164 まで、166 から 177 まで、183 から 185 まで、215、216、231、232、235、242、257、258、260、270、276、277、279、283、288、291、293、298 から 302 まで、314、319、320、325、328、329、416 から 418 まで、433、447 から 450 まで、455、2909、2914から2917まで、2922の 1、2922の 2、2925、2926、2936、2940、2941、2952、2956、2957、2959から2967まで、2970、2971、2974、2975、2977、2978、2997、3001、3002、3005、3006、笠方2562の 1、2607、2608、2646から2649まで、2668、2670から2672まで、2746から2749まで、2771の 1、3275、3283、3285、3290、3291、3311、3316

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
松山市米野町乙50の 2、乙52から乙57まで、乙58の 2、乙 107から乙 110 まで、乙 111 の 6、乙 112 の 1、乙 113 から乙 118 まで、乙 188 の 1 から乙 188 の33まで、乙 189 から乙 191 まで、乙 192 の 1 から乙 192 の27まで、乙 193 の 1 から乙 193 の 30まで、乙 194、乙 195、乙 196 の 1 から乙 196 の12まで、乙 197

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに松山市役所及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1090号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 7月18日から 8月 1 日まで

○愛媛県告示第1091号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市下泉土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 7月18日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1092号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 19) 第2371号	平成19年 10月29日	(有)木熊建設	木熊 良生	宇和島市川内甲1922 - 1	平成20年 6月 2 日	土木工事業 とび・土工事業 管工事業 舗装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特 - 17) 第4865号	平成17年 9月24日	朝日建設(株)	朝日 豊	八幡浜市日土町 2 - 10 - 2	平成20年 6月 9 日	土木工事業 建築工事業 管工事業	建設業の廃止

(般 - 17)第12019号	平成17年 8月19日	(有)創和	浅田 良治	宇和島市長堀 1 - 6 - 5	平成20年 6月9日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第8332号	平成19年 7月14日	(有)徳田組	徳田登子夫	大洲市新谷乙1823	平成20年 6月10日	土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第15670号	平成16年 12月6日	(有)橋本潜水工事	橋本 隆博	宇和島市栄町港 3 - 7 - 10	平成20年 6月12日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第4016号	平成18年 2月21日	(株)東組建設	山内 紀明	西予市城川町田穂117	平成20年 6月20日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第1277号	平成19年 5月20日	平建設(株)	平 好喜	北宇和郡鬼北町大字奈良3815	平成20年 6月26日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第14630号	平成17年 9月26日	脇田建設(有)	脇田 市郎	西宇和郡伊方町九町 1 - 1906 - 1	平成20年 6月27日	建築工事業	建設業の廃止 (法人 個人)

○愛媛県告示第1093号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒甲14番5から 同市上須戒丙13番3まで	旧	メートル 6.0~7.2	キロメートル 0.075	
			新	8.0~14.2	0.077	

○愛媛県告示第1094号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒甲14番5から 同市上須戒丙13番3まで	平成20年7月18日

○愛媛県告示第1095号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市白滝甲370番1から 同市白滝甲387番まで	旧	メートル 18.2~47.0	キロメートル 0.069	
			新	18.2~39.2	0.069	

○愛媛県告示第1096号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市白滝甲370番 1 から 同市白滝甲387番まで	平成20年 7月18日

公 告

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第 186 号）第13条の23の規定による平成20年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。
平成20年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成20年10月 8 日（水）午後 1 時	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成20年10月 9 日（木）午後 1 時	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成20年10月15日（水）午前 9 時	宇和島市天神町 7 番 1 号 愛媛県南予地方局
	平成20年10月21日（火）午後 1 時	大洲市東大洲270番地 1 大洲市総合福祉センター
	平成20年11月 4 日（火）午前 9 時	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
	平成20年11月12日（水）午前 9 時	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター
	平成20年11月17日（月）午後 1 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
	平成20年11月20日（木）午前 9 時	西条市喜多川796番地 1 愛媛県東予地方局
	平成20年11月26日（水）午前 9 時	八幡浜市北浜一丁目 3 番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和60年法律第84号）第 2 条第 6 号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成20年10月 8 日（水）午前 9 時	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成20年11月13日（木）午前 9 時	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター
	平成20年11月17日（月）午前 9 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
	平成20年11月18日（火）午前 9 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
	平成20年11月21日（金）午後 1 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成20年10月 9 日（木）午前 9 時	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成20年10月15日（水）午後 1 時	宇和島市天神町 7 番 1 号 愛媛県南予地方局
	平成20年11月 4 日（火）午後 1 時	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
	平成20年11月12日（水）午後 1 時	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター
	平成20年11月18日（火）午後 1 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
	平成20年11月20日（木）午後 1 時	西条市喜多川796番地 1 愛媛県東予地方局

平成20年11月26日(水)午後1時

八幡浜市北浜一丁目3番37号
愛媛県南予地方局八幡浜支局

2 受講申請書の提出期間

平成20年9月1日から各講習開催日の2日前まで(必着)

但し、受講申請書を提出した危険物安全協会管轄以外の会場で受講する場合は、平成20年9月1日から各講習開催日の5日前までとする。

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 請求先

各市危険物安全協会、各地区危険物安全協会、各消防本部、各地方局総務県民課

(2) 提出先

各市危険物安全協会、各地区危険物安全協会

なお、受講申請書を提出した危険物安全協会管轄以外の会場で受講する場合は、返信用封筒(住所氏名を記入し80円切手を貼ったもの)を添えて提出すること。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第16号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年7月18日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(必要に応じて置く職員)	(必要に応じて置く職員)
第10条 省略	第10条 省略
2～6 省略	2～6 省略
7 社会教育主事は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の3第1項及び第2項に規定する職務に従事する。	7 社会教育主事は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の3第1項_____に規定する職務に従事する。
8～13 省略	8～13 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。